○防衛省令第十七号

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第九十五号）附則第二条の規定に基づき、防衛省の職員の俸給の切替えに関する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十四日

防衛大臣　小泉進次郎

防衛省の職員の俸給の切替えに関する省令

（医師又は歯科医師である自衛官の俸給月額の切替え）

第一条　令和七年四月一日（以下「適用日」という。）の前日において防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「法」という。）第五条第四項又は第五項の規定によりその者の属する階級（同条第四項に規定する階級をいう。以下同じ。）における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた医師又は歯科医師である自衛官の防衛省令で定める適用日における俸給月額は、次の式により算定した額とする。

適用日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額とその直近下位の号俸による額の差額 × （その者の適用日の前日におけるその者の俸給月額 − 適用日の前日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額とその直近下位の号俸による額の差額） ÷ （適用日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額 − 適用日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額との差額）

（特定任期付職員の俸給月額の切替え）

第二条　適用日の前日において法第六条の二第二項の規定による俸給月額を受けていた法第四条第二項に規定する特定任期付職員の防衛省令で定める適用日における俸給月額は、人事院規則九―一五三（令和七年改正法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替え）の規定の例による。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

○防衛省令第十八号

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第四項ただし書及び防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）第四条の規定に基づき、並びに防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第四百四十三号）の施行に伴い、防衛省職員の災害補償に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十四日

防衛大臣　小泉進次郎

防衛省職員の災害補償に関する省令等の一部を改正する省令

（防衛省職員の災害補償に関する省令の一部改正）

第一条　防衛省職員の災害補償に関する省令（昭和四十一年総理府令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（平均給与額計算の特例） **第一条**　次の各号に掲げる者の防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）第四条の平均給与額は、それぞれ次の各号に定める金額とする。 一　自衛官にあつては、俸給の月額、扶養手当の月額、営外手当（陸曹長、海曹長又は空曹長以下の自衛官であつて営外手当の支給を受けなかつた者（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「法」という。）第四条第二項に規定する特定任期付職員を除く。）にあつては、営外手当に相当する額をいう。以下同じ。）の月額、俸給、扶養手当及び営外手当の月額に対する地域手当の月額並びに特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）の月額の合計額（法第十六条第一項各号に掲げる職員として政令で定める自衛官にあつては、当該合計額にそれぞれ同項各号に定める手当の月額を加算した額）を三十で除して得た金額 二～四　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（平均給与額計算の特例） **第一条**　次の各号に掲げる者の防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）第四条の平均給与額は、それぞれ次の各号に定める金額とする。 一　自衛官にあつては、俸給の月額、扶養手当の月額、営外手当（陸曹長、海曹長又は空曹長以下の自衛官であつて営外手当の支給を受けなかつた者（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「法」という。）第四条第二項に規定する特定任期付職員を除く。）にあつては、営外手当に相当する額をいう。以下同じ。）の月額、俸給、扶養手当及び営外手当の月額に対する地域手当の月額並びに特地勤務手当の月額の合計額（法第十六条第一項各号に掲げる職員として政令で定める自衛官にあつては、当該合計額にそれぞれ同項各号に定める手当の月額を加算した額）を三十で除して得た金額 二～四　［同上］

（防衛省職員給与施行規則の一部改正）

第二条　防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官の候補者として採用された者のその候補者である間の俸給月額） **第一条**　防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第四条第四項ただし書に規定する防衛省令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一　次に掲げる者　二十八万八千三百円 イ～ニ　［略］ 二　次に掲げる者　三十万四千八百円 イ～ニ　［略］ 2　自衛官として有用な経験を有すると防衛大臣が認める者の法第四条第四項ただし書に規定する防衛省令で定める額は、前項の規定にかかわらず、その者の経験に応じ、三十万八千四百円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額とする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官の候補者として採用された者のその候補者である間の俸給月額） **第一条**　防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第四条第四項ただし書に規定する防衛省令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一　次に掲げる者　二十七万三千六百円 イ～ニ　［同上］ 二　次に掲げる者　二十九万四百円 イ～ニ　［同上］ 2　自衛官として有用な経験を有すると防衛大臣が認める者の法第四条第四項ただし書に規定する防衛省令で定める額は、前項の規定にかかわらず、その者の経験に応じ、二十九万四千五百円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額とする。